

議案No. 2

定例教育委員会 資料
平成 27 年 2 月 23 日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：小笠原 正明
内線 763-231

タイトル	安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定及び 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止について
決定を要する 事項の内容	1. 安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の内容 2. 安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止
要 旨	国が「放課後子どもプラン」を改め「放課後子ども総合プラン」 を策定したことに伴い、安曇野市においても「放課後子ども総合プ ラン運営委員会設置要綱」を制定し「放課後子どもプラン運営委員 会設置要綱」を廃止する。
説 明	1.安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の制定 … 資料1 (1)制定内容 ①設置の趣旨 ②任務 ③組織 ④任期 ⑤会長 ⑥会議 ⑦庶務 ⑧その他 (2)施行日 平成 27 年 4 月 1 日 2.安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱の廃止 … 資料2 (1)廃止日 平成 27 年 3 月 31 日

安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の小学校及び児童館施設等を活用し、放課後等の子どもたちの安全、安心な居場所を確保し、地域の協力を得て心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する安曇野市放課後子ども総合プランの円滑かつ適正な運営について調査、研究等するため、安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究等を行う。

- （1）事業計画の策定に関すること。
- （2）事業の安全管理に関すること。
- （3）事業の広報活動に関すること。
- （4）事業の人材確保に関すること。
- （5）事業の企画に関すること。
- （6）事業の運営に関すること。
- （7）事業実施後の評価に関すること。
- （8）施設の設置運営に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、安曇野市放課後子ども総合プランに関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）教育関係者
- （3）福祉関係者
- （4）行政関係者
- （5）その他教育長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

資料 2

安曇野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成 19 年安曇野市教育委員会告示第 6 号）は、平成 27 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 27 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長